

兵庫県公報

令和2年8月25日 火曜日 第134号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（国保医療課）	1
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（東播磨県民局）	2
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6

公 告

○ 入札公告（地域創生局）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	8
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	10
○ 随意契約の相手方等の公示（管理課）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	18
○ 同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域（北播磨県民局）	18
○ 入札公告（県立工業技術センター）	18

公安委員会告示

○ 技能検定員審査の実施	21
○ 教習指導員審査の実施	22

告 示

兵庫県告示第892号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 変更事項
組合の地区
次の地区を追加する。
滋賀県守山市
- 2 認可年月日
令和2年8月14日

- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書及び仕様書による。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
杉ヶ瀬Ⅰ-2 (128010322)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
杉ヶ瀬Ⅰ-3 (128010323)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
三谷Ⅱ-2 (128010324)	宍粟市山崎町三谷（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
三谷Ⅰ-2 (128010325)	宍粟市山崎町三谷（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
高畑Ⅰ (228010211)	宍粟市山崎町五十波（別図5のとおり）	土石流
西ノ谷Ⅰ (228010212)	宍粟市山崎町五十波（別図6のとおり）	土石流

（別図1から別図6までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
令和2年9月2日（水）から同月16日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所
- 4 意見書に関する事項
- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所

〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年9月16日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成18年兵庫県告示第875号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

須賀沢BⅡ（128010013）の項中別図4、出石Ⅰ（128010019）の項中別図10、石ヶ谷川Ⅱ（228010011）の項中別図15、万燈山Ⅰ（128010022）の項中別図22、カジヤ谷(1)Ⅰ（228010018）の項中別図24、中山aⅢ（128010026）の項中別図28、神谷Ⅰ（128010036）の項中別図30、杉ヶ瀬Ⅰ（128010051）の項中別図39、杉ヶ瀬(2)Ⅰ（128010052）の項中別図40を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年9月2日（水）から同月16日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所

〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年9月16日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第112号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

五十波(2)Ⅰ（128010207）の項中別図8、五十波AⅡ（128010209）の項中別図10、小瀬Ⅱ（228010142）の項中別図130を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年9月2日（水）から同月16日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所

〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年9月16日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第399号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 改正しようとする区域の案

与位AⅡ（128010071）の項中別図124、田井cⅡ（128010064）の項中別図133、大谷川(2)Ⅰ（228010039）の項中別図225、寺谷川(2)Ⅰ（228010025）の項中別図234、木ノ谷aⅢ（128010053）の項中別図241、野々上Ⅰ（128010048）の項中別図243、野々上(2)Ⅰ（128010047）の項中別図244、野々上bⅢ（128010046）の項中別図245、矢原AⅡ（128010042）の項中別図247、矢原bⅢ（128010041）の項中別図248、矢原Ⅰ（128010040）の項中別図249、矢原aⅢ（128010039）の項中別図250、三谷CⅡ（128010034）の項中別図252、三谷Ⅰ（128010032）の項中別図254、三谷bⅢ（128010031）の項中別図255、三谷AⅡ（128010030）の項中別図256、川戸(3)Ⅰ（128010008）の項中別図264を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 改正の案の閲覧期間

令和2年9月2日（水）から同月16日（水）まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所

〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

## (3) 提出期限

令和2年9月16日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宇原Ⅰ (128010002)	宍粟市山崎町宇原（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
川戸aⅡ (128010004)	宍粟市山崎町川戸（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
川戸(4)Ⅰ (128010005)	宍粟市山崎町川戸（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
川戸(3)Ⅰ (128010008)	宍粟市山崎町川戸（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
川戸AⅢ (128010009)	宍粟市山崎町川戸（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
須賀沢aⅢ (128010010)	宍粟市山崎町須賀沢（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
須賀沢AⅡ (128010011)	宍粟市山崎町須賀沢（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
須賀沢eⅢ (128010012)	宍粟市山崎町須賀沢（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
須賀沢BⅡ (128010013)	宍粟市山崎町須賀沢（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
須賀沢dⅢ (128010014)	宍粟市山崎町須賀沢（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
須賀沢cⅢ (128010015)	宍粟市山崎町須賀沢（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
須賀沢CⅡ (128010016)	宍粟市山崎町須賀沢（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
須賀沢bⅢ (128010017)	宍粟市山崎町須賀沢（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
須賀沢fⅢ (128010018)	宍粟市山崎町須賀沢（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
出石Ⅰ (128010019)	宍粟市山崎町須賀沢（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
高所AⅡ (128010021)	宍粟市山崎町高所（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

万燈山Ⅰ (128010022)	宍粟市山崎町高所(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
中aⅡ (128010023)	宍粟市山崎町中(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
中Ⅰ (128010024)	宍粟市山崎町中(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
中bⅢ (128010025)	宍粟市山崎町中(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
中山aⅢ (128010026)	宍粟市山崎町中(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
中山AⅡ (128010027)	宍粟市山崎町中(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
神谷(2)Ⅰ (128010028)	宍粟市山崎町三谷(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
三谷aⅢ (128010029)	宍粟市山崎町三谷(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
三谷AⅡ (128010030)	宍粟市山崎町三谷(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
三谷bⅢ (128010031)	宍粟市山崎町三谷(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
三谷(2)Ⅰ (128010033)	宍粟市山崎町三谷(別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
三谷CⅡ (128010034)	宍粟市山崎町三谷(別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
三谷BⅡ (128010035)	宍粟市山崎町三谷(別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
神谷Ⅰ (128010036)	宍粟市山崎町神谷(別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
矢原Ⅱ (128010037)	宍粟市山崎町神谷(別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
矢原(2)Ⅰ (128010038)	宍粟市山崎町神谷(別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
矢原aⅢ (128010039)	宍粟市山崎町矢原(別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
矢原bⅢ (128010041)	宍粟市山崎町矢原(別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
矢原AⅡ (128010042)	宍粟市山崎町矢原(別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
岸田bⅢ (128010043)	宍粟市山崎町岸田(別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり

岸田 a Ⅲ (128010044)	宍粟市山崎町岸田 (別図37と とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
野々上 (3) Ⅰ (128010045)	宍粟市山崎町野々上 (別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
野々上 b Ⅲ (128010046)	宍粟市山崎町野々上 (別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
野々上 (2) Ⅰ (128010047)	宍粟市山崎町野々上 (別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
野々上 Ⅰ (128010048)	宍粟市山崎町野々上 (別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
野々上 A Ⅱ (128010049)	宍粟市山崎町野々上 (別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
杉ヶ瀬 (3) Ⅰ (128010050)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬 (別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
杉ヶ瀬 Ⅰ (128010051)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬 (別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
杉ヶ瀬 (2) Ⅰ (128010052)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬 (別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
木ノ谷 a Ⅲ (128010053)	宍粟市山崎町木ノ谷 (別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
木ノ谷 A Ⅱ (128010054)	宍粟市山崎町木ノ谷 (別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
田井 c Ⅱ (128010064)	宍粟市山崎町田井 (別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
田井 (2) Ⅰ (128010065)	宍粟市山崎町田井 (別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
田井 b Ⅲ (128010066)	宍粟市山崎町田井 (別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
田井 (1) Ⅰ (128010067)	宍粟市山崎町田井 (別図51の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
田井 a Ⅲ (128010068)	宍粟市山崎町田井 (別図52の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
田井 d Ⅲ (128010069)	宍粟市山崎町与位 (別図53の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
与位 d Ⅲ (128010070)	宍粟市山崎町与位 (別図54の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
与位 A Ⅱ (128010071)	宍粟市山崎町与位 (別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
与位 a Ⅲ (128010072)	宍粟市山崎町与位 (別図56の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり

与位 I (128010073)	宍粟市山崎町与位（別図57の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
与位 c II (128010074)	宍粟市山崎町与位（別図58の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
与位 (2) I (128010075)	宍粟市山崎町清野（別図59の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
五十波 g III (128010200)	宍粟市山崎町五十波（別図60 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
五十波 h II (128010201)	宍粟市山崎町五十波（別図61 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
五十波 B II (128010202)	宍粟市山崎町五十波（別図62 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
五十波 d III (128010203)	宍粟市山崎町五十波（別図63 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
五十波 b III (128010204)	宍粟市山崎町五十波（別図64 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
五十波 a III (128010205)	宍粟市山崎町五十波（別図65 おり）	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
五十波 e II (128010206)	宍粟市山崎町五十波（別図66 とおり）	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
五十波 (2) I (128010207)	宍粟市山崎町五十波（別図67 とおり）	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
五十波 C II (128010208)	宍粟市山崎町五十波（別図68 とおり）	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
五十波 A II (128010209)	宍粟市山崎町五十波（別図69 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
五十波 i III (128010210)	宍粟市山崎町五十波（別図70 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
梯 d III (128010212)	宍粟市山崎町梯（別図71のと おり）	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
梯 (2) I (128010213)	宍粟市山崎町梯（別図72のと おり）	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
梯 B II (128010214)	宍粟市山崎町梯（別図73のと おり）	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
梯 a III (128010215)	宍粟市山崎町梯（別図74のと おり）	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
梯 b III (128010216)	宍粟市山崎町梯（別図75のと おり）	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
梯 A II (128010217)	宍粟市山崎町梯（別図76のと おり）	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり

生谷Ⅰ (128010228)	宍粟市山崎町三津（別図77の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
三津 a Ⅲ (128010229)	宍粟市山崎町三津（別図78の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
三津(2)Ⅰ (128010230)	宍粟市山崎町三津（別図79の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
杉ヶ瀬Ⅰ-2 (128010322)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬（別図80 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
杉ヶ瀬Ⅰ-3 (128010323)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬（別図81 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
三谷 B Ⅱ-2 (128010324)	宍粟市山崎町三谷（別図82の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
三谷Ⅰ-2 (128010325)	宍粟市山崎町三谷（別図83の とおり）	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
宇原谷川Ⅰ (228010002)	宍粟市山崎町宇原（別図84の とおり）	土石流	別図84のとおり
峠川Ⅱ (228010008)	宍粟市山崎町須賀沢（別図85 のとおり）	土石流	別図85のとおり
無如谷Ⅱ (228010009)	宍粟市山崎町須賀沢（別図86 のとおり）	土石流	別図86のとおり
石ヶ谷Ⅱ (228010010)	宍粟市山崎町須賀沢（別図87 のとおり）	土石流	別図87のとおり
石ヶ谷川Ⅱ (228010011)	宍粟市山崎町須賀沢（別図88 のとおり）	土石流	別図88のとおり
春日谷川Ⅰ (228010014)	宍粟市山崎町須賀沢（別図89 のとおり）	土石流	別図89のとおり
北谷口川Ⅰ (228010015)	宍粟市山崎町須賀沢（別図90 のとおり）	土石流	別図90のとおり
宮ノ下Ⅱ (228010016)	宍粟市山崎町須賀沢（別図91 のとおり）	土石流	別図91のとおり
カジャ谷(1)Ⅰ (228010018)	宍粟市山崎町高所（別図92の とおり）	土石流	別図92のとおり
妙法寺川Ⅱ (228010019)	宍粟市山崎町三谷（別図93の とおり）	土石流	別図93のとおり
石ヶ谷川(2)Ⅰ (228010021)	宍粟市山崎町三谷（別図94の とおり）	土石流	別図94のとおり
垣内Ⅰ (228010022)	宍粟市山崎町三谷（別図95の とおり）	土石流	別図95のとおり
寺谷川(1)Ⅰ (228010024)	宍粟市山崎町三谷（別図96の とおり）	土石流	別図96のとおり

寺谷川(2) I (228010025)	宍粟市山崎町三谷(別図97の とおり)	土石流	別図97のとおり
宮ノ谷 I (228010028)	宍粟市山崎町矢原(別図98の とおり)	土石流	別図98のとおり
岨下川Ⅱ (228010032)	宍粟市山崎町野々上(別図99 のとおり)	土石流	別図99のとおり
天神川Ⅱ (228010034)	宍粟市山崎町野々上(別図 100のとおり)	土石流	別図100のとおり
大谷川(2) I (228010039)	宍粟市山崎町野々上(別図 101のとおり)	土石流	別図101のとおり
野ノ上川 I (228010040)	宍粟市山崎町野々上(別図 102のとおり)	土石流	別図102のとおり
小畑Ⅱ (228010041)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬(別図 103のとおり)	土石流	別図103のとおり
木ノ谷川(2) I (228010044)	宍粟市山崎町木ノ谷(別図 104のとおり)	土石流	別図104のとおり
木ノ谷川(1) I (228010045)	宍粟市山崎町木ノ谷(別図 105のとおり)	土石流	別図105のとおり
ツヅラ谷Ⅱ (228010047)	宍粟市山崎町母栖(別図106 のとおり)	土石流	別図106のとおり
北谷川 I (228010099)	宍粟市山崎町与位(別図107 のとおり)	土石流	別図107のとおり
西山川Ⅱ (228010101)	宍粟市山崎町与位(別図108 のとおり)	土石流	別図108のとおり
オノ天川 I (228010132)	宍粟市山崎町五十波(別図 109のとおり)	土石流	別図109のとおり
オノ元 I (228010133)	宍粟市山崎町五十波(別図 110のとおり)	土石流	別図110のとおり
大畑(1) I (228010134)	宍粟市山崎町五十波(別図 111のとおり)	土石流	別図111のとおり
胡麻谷川(1) I (228010135)	宍粟市山崎町五十波(別図 112のとおり)	土石流	別図112のとおり
胡麻谷川(2) I (228010136)	宍粟市山崎町五十波(別図 113のとおり)	土石流	別図113のとおり
大畑(2) I (228010138)	宍粟市山崎町五十波(別図 114のとおり)	土石流	別図114のとおり
オの木(1)Ⅱ (228010139)	宍粟市山崎町五十波(別図 115のとおり)	土石流	別図115のとおり
坂手Ⅱ (228010140)	宍粟市山崎町五十波(別図 116のとおり)	土石流	別図116のとおり

小瀬Ⅱ (228010142)	宍粟市山崎町五十波（別図117のとおり）	土石流	別図117のとおり
小滝Ⅱ (228010143)	宍粟市山崎町五十波（別図118のとおり）	土石流	別図118のとおり
橋岡川Ⅰ (228010144)	宍粟市山崎町梯（別図119のとおり）	土石流	別図119のとおり
毛利川Ⅱ (228010145)	宍粟市山崎町梯（別図120のとおり）	土石流	別図120のとおり
毛利Ⅱ (228010146)	宍粟市山崎町梯（別図121のとおり）	土石流	別図121のとおり
中林Ⅱ (228010147)	宍粟市山崎町梯（別図122のとおり）	土石流	別図122のとおり
焼ノ谷Ⅱ (228010148)	宍粟市山崎町梯（別図123のとおり）	土石流	別図123のとおり
釜屋川Ⅱ (228010149)	宍粟市山崎町梯（別図124のとおり）	土石流	別図124のとおり
上ノ山川Ⅰ (228010156)	宍粟市山崎町三津（別図125のとおり）	土石流	別図125のとおり
高畑Ⅰ (228010211)	宍粟市山崎町五十波（別図126のとおり）	土石流	別図126のとおり
西ノ谷Ⅰ (228010212)	宍粟市山崎町五十波（別図127のとおり）	土石流	別図127のとおり

（別図1から別図127までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年9月2日（水）から同月16日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所

〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年9月16日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

随意契約の相手方等の公示

WT〇に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和2年8月25日

契約担当者